

2025年3月新設

賃貸家財総合保険

ドコモの賃貸火災保険

普通保険約款および特約



日新火災海上保険株式会社

S070

●目次●

賃貸家財総合保険普通保険約款

第1章 家財損害条項	1
第2章 修理費用条項	7
第3章 賠償責任条項	9
第4章 被害事故法律相談費用等条項	14
第5章 基本条項	18

特 約

■保険料のお支払方法等に関する特約

(d払いのときにセットされる特約)

電子マネー決済による保険料支払に関する特約【NB】	25
クレジットカードによる保険料支払に関する特約（d払い用）【NC】	26
携帯電話料金合算払による保険料支払に関する特約【NE】	26
保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約【ND】	27
保険契約の自動継続に関する特約（保険料d払い用）【NA】	28

(クレジットカード払（d払い以外）のときにセットされる特約)

初回保険料の払込みに関する特約【6Y】	30
クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）【2M】	32
保険契約の自動継続に関する特約【94】	33

■その他の特約

賠償事故の解決に関する特約	34
---------------------	----

利用規定

すまいのサポート24利用規定	39
----------------------	----

適用される特約は、インターネットによる契約確認画面の「ご契約に適用される特約」欄に特約名が表示されていますので、その具体的な内容について、本普通保険約款・特約集でご参照ください。

（【 】）にて表示される番号は特約コードです。

賃貸家財総合保険普通保険約款

第1章 家財損害条項

第1条（用語の定義）

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この条項の条文中に別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義
インターネット画面	第5章基本条項第24条（保険証券の発行の省略）の規定により、この保険契約の契約内容として保険証券に代えて設けた電磁的記録を表示した画面をいいます。
家財	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物 取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	被保険者が建物の一部戸室のみを借用している場合はその借用戸室をいいます。
他の保険契約等	この条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同居人	インターネット画面に表示された被保険者と同居する者をいいます。ただし、インターネット画面に表示された建物の賃貸借契約における次のア. またはイ. に該当する者に限ります。 ア. 借主 イ. 同居人
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
保険金	損害保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2条（損害保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（注1）
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは水災（注2）の事故による損害を除きます。
- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ。ただし、(2)もしくは水災（注2）の事故による損害または給排水設備（注4）自体に生じた損害を除きます。
ア. 給排水設備（注4）に生じた事故
イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

- (注1) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注2) 水災
台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
- (注3) 溢水
水が溢れることをいいます。
- (注4) 給排水設備
スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注5) 騒擾およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第4条（保険金を支払わない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害^(注1)を受け、その損害^(注1)の額が20万円以上となった場合には、その損害^(注1)に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。
- ① 風災^(注2)
- ② 雹災^(注2)
- ③ 雪災^(注3)

- (注1) 損害
風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分^(注4)が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限りま。
- ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第13条（損害防止義務および損害防止費用）および第5章基本条項第17条（事故の通知）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (注2) 風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注3) 雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (注4) 建物の外側の部分
外壁、屋根、開口部等をいいます。

- (3) 当会社は、盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。
- (4) 当会社は、インターネット画面に表示された建物内における通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合は、その損害に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。
- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

第3条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）

当会社は、第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合

においては、その者^(注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 第2条（損害保険金を支払う場合）(1)または(2)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

④ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難

⑤ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入^(注3) によって生じた損害。ただし、第2条(1)から(3)までの事故によって建物の外側の部分^(注4) が破損した結果、これらの損害が生じた場合は、この規定は適用しません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 浸込みまたは漏入

すが漏れ^(注5)を含みます。

(注4) 建物の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注5) すが漏れ

融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害^(注1) に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 損害

①から⑤までの事由によって発生した保険金を支払うべき事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも保険金を支払うべき事故が①から⑤までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害^(注1) に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注2) または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害
第2条（損害保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 自然の消耗もしくは劣化

凍害^(注3)を含みます。

(注3) 凍害

浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損

傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

この条項における被保険者は、インターネット画面に表示された被保険者をいい、その被保険者の親族^(注1)および同居人を含みます。

(注1) 親族

6親等内の血族、配偶者^(注2)または3親等内の姻族をいいます。

(注2) 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第6条（保険の対象の範囲）

(1) この条項における保険の対象は、日本国内に所在する、インターネット画面に表示された建物に収容されている被保険者所有の家財とします。

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 自動車^(注1)および自動車^(注1)に定着^(注2)または装備^(注3)されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車^(注1)に固定^(注4)されているカーナビゲーションシステム^(注5)、ETC車載器^(注6)、ドライブレコーダー^(注7)その他これらに類する物

② 通貨、印紙、切手、電子マネー^(注8)、有価証券^(注9)、預貯金証書その他これらに類する物

③ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物

④ 動物および植物

⑤ 商品、製品、原材料、営業用什器・備品^{じゅう}その他これらに類する物

⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの

⑦ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車をいい、同法に定める原動機付自転車を含みません。

(注2) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注3) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。

(注4) 固定

一時的に取りはずされて自動車の室内にある状態を含みます。

(注5) カーナビゲーションシステム

自動車用電子式航法装置をいいます。

(注6) ETC車載器

有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

(注7) ドライブレコーダー

事故画像等を記録する車載型の装置をいいます。

(注8) 電子マネー

通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。

(注9) 有価証券

小切手、手形、プリペイドカード、商品券および乗車券等^(注10)をいいます。

(注10) 乗車券等

鉄道もしくはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは乗車券、航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。

(3) 建物と家財の所有者が異なる場合において、次に掲げる物で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備

- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物
- (4) 通貨または預貯金証書に、第2条（損害保険金を支払う場合）(4)の盗難による損害が生じた場合は、(2)②の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう再調達価額および保険金額ならびにインターネット画面に表示された家財の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第7条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費（注）	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額
--------	---	-------------------------	---	------

(注) 修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、保険の対象の再調達価額を限度とします。
- (3) 当会社は、保険金額^(注)を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として支払います。

(注) 保険金額

保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第8条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合）

- (1) 第2条（損害保険金を支払う場合）(4)の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。
- (2) 第2条（損害保険金を支払う場合）(4)の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第3条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金として支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に規定する額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、(1)②の規定に基づいて算出した保険金の額を支払います。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなします。
- (3) (1)の場合において、第3条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金につき他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおおの別に適用します。

第11条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第2条（損害保険金を支払う場合）(3)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条（損害保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条（損害保険金を支払う場合）(3)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額^(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 損害保険金に相当する額

第7条（損害保険金の支払額）(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第12条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

第13条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険金を支払うべき事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（損害保険金を支払う場合）(1)①から③までの損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される賃貸家財総合保険普通保険約款の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注1)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用^(注2)

(注1) 損傷した物

消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人員または器材にかかる費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

保険金を支払うべき事故による損害の額

損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

= 損害の額

- (4) 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第10条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第13条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) 当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

第2章 修理費用条項

第1条（用語の定義）

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	第5章基本条項第24条（保険証券の発行の省略）の規定により、この保険契約の契約内容として保険証券に代えて設けた電磁的記録を表示した画面をいいます。
貸主	転貸人を含みます。
建物	被保険者が建物の一部戸室のみを借用している場合はその借用戸室をいいます。
他の保険契約等	この条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合－修理費用）

当会社は、次のいずれかに該当する事故により、インターネット画面に表示された被保険者の日本国内に所在するインターネット画面に表示された建物に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その建物を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。ただし、第3章賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－借家人賠償責任）の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（注1）
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは⑦もしくは水災（注2）の事故による損害を除きます。
- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ。ただし、⑦または水災（注2）の事故による損害を除きます。
ア．給排水設備（注4）に生じた事故
イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災（注6）、雹災または雪災（注7）。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注8）が風災（注6）、雹災または雪災（注7）によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
- ⑧ 盗難（注9）

- （注1）破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （注2）水災
台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
- （注3）溢水
水が溢れることをいいます。
- （注4）給排水設備
スプリンクラー設備・装置を含みます。
- （注5）騒擾およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第3条（保険金を支払わない場合）(3)①の暴動に至らないものをいいます。
- （注6）風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- （注7）雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をい

い、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注8) 建物の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注9) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、建物の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者が受け取るべき金額を除きます。

③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入（注3）によって生じた損害。ただし、第2条（保険金を支払う場合—修理費用）の事故によって建物の外側の部分（注4）が破損した結果、これらの損害が生じた場合は、この規定は適用しません。

(注1) 保険契約者、被保険者、建物の貸主

保険契約者、被保険者または建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3) 浸込みまたは漏入

すが漏れ（注5）を含みます。

(注4) 建物の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注5) すが漏れ

融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。

(2) 当会社は、建物に生じた次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

① 建物の欠陥によって生じた損害

② 建物の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害

③ 建物に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、建物の機能に直接関係のない損害

(注1) 自然の消耗もしくは劣化

凍害（注2）を含みます。

(注2) 凍害

浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

(3) 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 損害

①から⑤までの事由によって発生した保険金を支払うべき事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも保険金を支払うべき事故が①から⑤までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区にお

いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① インターネット画面に表示された被保険者
- ② インターネット画面に表示された建物の賃貸借契約書^(注)上の借主

(注) 賃貸借契約書

転賃借契約書を含みます。

第5条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

建物を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等のうち建物居住者の共同の利用に供せられるもの

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払う保険金の額は、修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、インターネット画面に表示された修理費用の支払限度額を限度とします。

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険金を支払うべき事故が発生したことを知った場合は、第5章基本条項第17条（事故の通知）の手続のほか、損害の発生および拡大の防止に努めることを履行しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に規定する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注)を限度とします。

(注) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額^(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額^(注)を差し引いた額とします。

(注) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第3章 賠償責任条項

第1条（用語の定義）

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	第5章基本条項第24条（保険証券の発行の省略）の規定により、この保険契約の契約内容として保険証券に代えて設けた電磁的記録を表示した画面をいいます。
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布のみに起因するもの等を含みません。
貸主	転貸人を含みます。
軌道・索道により運行する交通乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。遊園地等でもつばら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパブリフト等座席装置のないリフト等を含みません。
財物	有体物をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。

	また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
住宅	インターネット画面に表示された建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	他人の生命または身体を害することをいいます。
損壊	滅失、破損または汚損することをいいます。
建物	被保険者が建物の一部戸室のみを借用している場合はその借用戸室をいいます。
他人	第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同居人	本人と同居する者をいいます。ただし、インターネット画面に表示された建物の賃貸借契約における次のア、またはイに該当する者に限ります。 ア．借主 イ．同居人
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
本人	インターネット画面に表示された被保険者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合－借家人賠償責任）

当会社は、本人が借用する日本国内に所在するインターネット画面に表示された建物が、第5条（被保険者の範囲）(1)に定める被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損壊した場合において、被保険者が建物の損壊についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（注1）
- ③ 給排水設備（注2）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ

（注1）破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注2）給排水設備
スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注3）溢水
水が溢れることをいいます。

第3条（保険金を支払う場合－個人賠償責任）

当会社は、日本国内または国外において生じた次のいずれかの事故に起因する他人の身体の障害、財物の損壊または軌道・索道により運行する交通乗用具の運行不能により、第5条（被保険者の範囲）(2)に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 第5条(2)に定める被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）日常生活
住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ③ 第5条（被保険者の範囲）(2)に規定する者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

- ⑦ 建物の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。

- ⑧ 被保険者が建物を貸主に引き渡した後に発見された建物の損壊に起因する損害賠償責任

(注) 不動産

住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

- (3) 当会社は、次に掲げる事由に起因する第2条（保険金を支払う場合—借家人賠償責任）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 建物の欠陥によって生じた損害

- ② 建物の自然の消耗もしくは劣化^(注1)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害

- ③ 建物に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、建物の機能に直接関係のない損害

(注1) 自然の消耗もしくは劣化

凍害^(注2)を含みます。

(注2) 凍害

浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

- (4) 当会社は、次に掲げる事由に起因する第3条（保険金を支払う場合—個人賠償責任）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

- ② 航空機、船舶、車両^(注)または銃器（空気銃を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両^(注)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を除きます。

- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に規定する財物の損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。

ア. ホテルまたは旅館等の宿泊施設またはその設備もしくは備え付けられた動産

イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート

(注) 車両

ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを含みません。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合—借家人賠償責任）における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人

- ② 同居人
- ③ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者または監督義務者に代わって本人を監督する者^(注1)。ただし、本人に関する第2条の事故に限ります。
- ④ インターネット画面に表示された建物の賃貸借契約書^(注2)上の借主

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者

本人の親族に限ります。

(注2) 賃貸借契約書

転貸借契約書を含みます。

(2) 第3条（保険金を支払う場合—個人賠償責任）における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚^(注1)の子
- ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない同居人
- ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者または監督義務者に代わって本人を監督する者^(注2)。ただし、本人に関する第3条の事故に限ります。
- ⑦ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者または監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する第3条の事故に限ります。

(注1) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 監督義務者に代わって本人を監督する者

本人の親族に限ります。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族に限ります。

(3) (2)の本人と本人以外の被保険者との続柄および同居・別居の別は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(4) (2)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(5) この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第7条（保険金の支払額）に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が保険金を支払う損害は、次に掲げるものに限りします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用^(注)
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第8条（事故の発生）(1)①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 第3条（保険金を支払う場合—個人賠償責任）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第9条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条(1)④の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用
- ⑧ 被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(注) 訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用

弁護士報酬を含みます。

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 第6条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の額。ただし、次の額を限度とします。
 - ア. 第2条（保険金を支払う場合—借家人賠償責任）の規定により保険金を支払う場合は、借家人賠償責任の支払限度額としてインターネット画面に表示された額
 - イ. 第3条（保険金を支払う場合—個人賠償責任）の規定により保険金を支払う場合は、個人賠償責任の支払限度額としてインターネット画面に表示された額
- ② 第6条②から⑦までに規定する費用および⑧の額についてはその全額。ただし、第6条②および③の費用は、第6条①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の第6条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合—借家人賠償責任）に規定する建物の損壊または第3条（保険金を支払う場合—個人賠償責任）に規定する身体の障害もしくは財物の損壊（以下これらを「事故」といいます。）が発生したことを知った場合は、第5章基本条項第17条（事故の通知）の手続のほか、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、書面等^{（注1）}により当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所、氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求^{（注2）}を受けた場合は、その内容
 - ④ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容^{（注3）}について遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1）書面等

書面または当会社の定める通信方法をいいます。

（注2）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この条において同様とします。

（注3）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1)②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠

償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当
会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注)の合計額が
損害の額を超えるときは、当会社は、次に規定する額を保険金として支払い
ます。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合
計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注)を限度と
します。

(注) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済
金の額をいいます。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額^(注)の
適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額^(注)を差し引いた額とします。

(注) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第11条（先取特権）

(1) 第2条（保険金を支払う場合－借家人賠償責任）または第3条（保険金を
支払う場合－個人賠償責任）の事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険
者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権
を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものと
します。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会
社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保
険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害
賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、
損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会
社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことによ
り、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金
額を限度とします。）

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはで
きません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合
を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定に
より被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を
除きます。

(注) 保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権
を除きます。

第4章 被害事故法律相談費用等条項

第1条（用語の定義）

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	第5章基本条項第24条（保険証券の発行の省略）の規定により、この保険契約の契約内容として保険証券に代えて設けた電磁的記録を表示した画面をいいます。
家財	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、第1章家財損害条項第6条（保険の対象の範囲）(2)①および④に掲げる動産を除きます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	他人の生命または身体を害することをいいます。

損壊	滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同居人	本人と同居する者をいいます。ただし、インターネット画面に表示された建物の賃貸借契約における次のア、またはイ、に該当する者に限ります。 ア. 借主 イ. 同居人
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	第2条（保険金を支払う場合－被害事故法律相談費用等）（1）に定める被害事故により、被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
弁護士費用	弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせん・仲裁機関（注1）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用であって、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求を行う場合に要した費用（注2）をいいます。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限ります。 （注1） あっせん・仲裁機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせん・仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。 （注2） 法律上の損害賠償請求を行う場合に要した費用 法律相談費用を除きます。
法律相談	賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成、連絡等一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると当会社が認めた行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および第7号に規定する司法書士が行う相談 ③ 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3（業務）第4号に規定する行政書士が行う相談
法律相談費用	法律相談を行う場合に、その対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限ります。

第2条（保険金を支払う場合－被害事故法律相談費用等）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内において不測かつ突発的な事故により被害を受けること（以下「被害事故」といいます。）によって、被保険者またはその法定相続人が弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の被害とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 被保険者が身体の障害を被ること。
 - ② 被保険者所有の家財が損壊を被ること。
- (3) (2)①の身体の障害には次のものを含みません。
 - ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- (4) 当会社は、被害事故が保険期間内に発生した場合に限り、保険金を支払います。
- (5) 当会社は、同一の原因によって発生した一連の被害事故は、被害事故が生じた地および時、賠償義務者の数等にかかわらず、その最初の被害事故が発生した時にすべての被害事故が発生したものとみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧ 被保険者が航空機、船舶・車両（注3）に搭乗中に生じた事故
- ⑨ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑩ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑪ 被保険者に対する刑の執行
- ⑫ 被保険者相互間の事故
- ⑬ 家財の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ⑭ 家財自体の欠陥。ただし、これによって身体の障害が生じた場合を除きます。
- ⑮ 家財自体の自然の消耗もしくは劣化（注4）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑯ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- ⑰ もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の損壊

（注1）保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）船舶・車両
原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

（注4）自然の消耗もしくは劣化
凍害（注5）を含みます。

（注5）凍害
浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行う場合に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の被保険者もしくは共済金の請求が行われる共済契約の共済者に対する損害賠償請求またはこれに係る法律相談
- ② 損害賠償請求が行われる地および時において、社会通念上不当な損害賠償請求またはこれに係る法律相談

第4条（被保険者の範囲）

（1）この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人（注1）
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
- ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない同居人

（注1）本人
インターネット画面に表示された被保険者をいいます。以下この条において同様とします。

（注2）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄および同居・別居の別は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

（3）（1）の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

（4）この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第5条（保険金の支払額）に規定する当会社の支払うべき保

険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（保険金の支払額）

1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険期間中につき被害事故法律相談費用等の支払限度額としてインターネット画面に表示された額を限度とします。

弁護士費用および法律相談費用

－

弁護士費用および法律相談費用のうち、第3章賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用

= 保険金の額

第6条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、被害事故が発生し法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行う場合で、被保険者が弁護士費用または法律相談費用を支出しようとするときは、第5章基本条項第17条（事故の通知）の手続のほか、次の事項を被害事故発生日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知しなければなりません。

① 被害事故の発生の日時、場所および被害事故の状況

② 賠償義務者の住所および氏名または名称

③ その他当会社が特に必要と認める事項

(2) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、被保険者が、過失がなく被害事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知できなかった場合を除きます。

(3) 当会社は、当会社が必要と認める場合は、被保険者に対し訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報の提供を求めることができます。

(4) 被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この条項により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第8条（保険金の削減）

(1) 被保険者が弁護士費用に係る保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故に係る損害賠償請求と被害事故以外に係る損害賠償請求を同時に行うときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\frac{\text{被害事故に係る法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故に係る法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外に係る法律上の損害賠償責任の額の合計額}} \times \text{損害の額} = \text{保険金の額}$$

(2) 被保険者が法律相談費用に係る保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故に係る法律相談と被害事故以外に係る法律相談を同時に行うときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、被保険者が行った同一事故に係る法律相談が1回である場合を除きます。

$$\frac{\text{被害事故に係る法律相談に要した時間}}{\text{被害事故に係る法律相談に要した時間および被害事故以外に係る法律相談に要した時間の合計時間}} \times \text{損害の額} = \text{保険金の額}$$

第9条（支払保険金の返還）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。

- ① 弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により、被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 被害事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次の額がアの額を超過するとき。
 - ア. 被保険者がその訴訟について弁護士、司法書士または行政書士に支払った費用の全額
 - イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第2条（保険金を支払う場合－被害事故法律相談費用等）の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当会社が返還を求めることができる保険金の額は、次に定めるとおりとします。
- ① (1)①の場合は、返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合－被害事故法律相談費用等）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② (1)②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第5章 基本条項

第1条（用語の定義）

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	第24条（保険証券の発行の省略）の規定により、この保険契約の契約内容として保険証券に代えて設けた電磁的記録を表示した画面をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、インターネット上のこの保険契約の申込画面の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	被保険者が建物の一部のみを借用している場合はその借戸室をいいます。
保険期間	インターネット画面に表示された保険期間をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 初日の午後4時
インターネット画面にこれと異なる時刻が表示されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約の締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険金を支払うべき事故による損害の発

生前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が保険金を支払うべき事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険金を支払うべき事故による損害については適用しません。

第4条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと。

② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、この条の適用がある事項として保険契約締結の際に当会社がインターネット上のこの保険契約の申込画面において定めたものおよびインターネット画面において定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社がインターネット上のこの保険契約の申込画面において定めたものおよびインターネット画面において定めたものをいいます。

- (3) (2)の規定による解除が保険金を支払うべき事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者がインターネット画面に表示された住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（保険の対象の移転）

- (1) 保険契約者または被保険者は、次のいずれかに該当する事実が生じた場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

① 保険の対象をインターネット画面に表示された建物から他の建物に移転した場合

② この保険契約が保険契約の自動継続に関する特約を付帯した継続契約である場合において、保険契約者または被保険者がこの保険契約の継続前に①の通知を怠ったため、インターネット画面に表示された建物が保険の対象の移転前の建物となっていることが判明したとき。

- (2) 保険契約者または被保険者が当会社に(1)の通知をした場合には、当会社は(1)①の事実が生じた時からインターネット画面の表示が保険の対象の移転先に変更されるまでの間については、この約款中「インターネット画面に表示された建物」とあるのを、「保険の対象の移転先として通知のあった建物」と読み替えて適用します。

第7条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に

取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第8条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、第1章家財損害条項における保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第11条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者^(注1)または被保険者^(注2)が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または第1章家財損害条項における被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注3)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下この条において同様とします。

(注2) 被保険者

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下この条において同様とします。

(注3) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。

- (2) 当会社は、第2章修理費用条項、第3章賠償責任条項および第4章被害事故法律相談費用等条項における被保険者^(注1)が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

(注1) 被保険者

第1章家財損害条項における被保険者を除きます。

(注2) 保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険金を支払うべき事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第12条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の返還－無効の場合）

第7条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第14条（保険料の返還－取消しの場合）

第8条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合に、当会社は、保険料を返還しません。

第15条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第9条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第9条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額に基づき算出した保険料の差額から、その保険料の差額について既経過期間に対し日割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第16条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第3条（告知義務）(2)、第4条（通知義務）(2)、または第11条（重大事由による解除）(1)もしくは(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、日割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、日割をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第17条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険金を支払うべき事故による損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 第1章家財損害条項に係る保険金の請求に関しては、第1章家財損害条項第2条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時

② 第2章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、第2章修理費用条項第2条（保険金を支払う場合－修理費用）に規定する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理した時

③ 第3章賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時

④ 第4章被害事故法律相談費用等条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が弁護士費用または法律相談費用を支出した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

- ② 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 第2章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が修理費用を負担することについて建物の貸主との間で約定されていることを示す書類
- ⑤ 第3章賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、次に掲げる書類。ただし、イの交通事故証明書^(注)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ア. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - イ. 交通事故に関して支払われる保険金の請求に関しては、公の機関が発行する交通事故証明書^(注)
 - ウ. 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - エ. 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - オ. 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 第4章被害事故法律相談費用等条項に係る保険金の請求に関しては、弁護士費用または法律相談費用の領収証
- ⑦ その他当社が第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際にインターネット上のこの保険契約の申込画面等において定めたもの

(注) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族^(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注1)または②以外の3親等内の親族^(注2)

(注1) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

(注2) 親族

法律上の親族に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が

支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 請求完了日

被保険者が第18条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

再調達価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

被保険者が第18条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第22条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される貸貸家財総合保険普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第23条（インターネットによる保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、インターネット上のこの保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当会社へ送信することにより、保険契約の申込みをすることができるものとします。

第24条（保険証券の発行の省略）

当会社は、この保険契約においては、保険証券の発行および交付は行わず、インターネット画面に表示された事項を保険証券の記載事項とみなします。

第25条（料率の適用）

当会社は、この保険契約においては、保険期間開始の時に使用されている貸貸家財総合保険料率を適用するものとします。

第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 第1章家財損害条項における他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保 険 金 の 種 類	支 払 限 度 額
1	第2条（損害保険金を支払う場合） (1) から (3) までの損害保険金	損害の額
2	第2条（損害保険金を支払う場合）(4)の損害保険金	(1) 通貨 1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円 ^(注) または損害の額のいずれか低い額 (注) 20万円 他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (2) 預貯金証書 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注) または損害の額のいずれか低い額 (注) 200万円 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第3条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

特 約

【NB】電子マネー決済による保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	支払サービス事業者等との間で締結した会員規約またはサービス利用規約等をいいます。
支払サービス事業者等	電子マネー決済による支払サービスを提供する事業者またはそれを代行してサービスを提供する決済代行業者をいいます。
電子マネー	通貨と同等の価値および流通性のある電子データであって、カードや携帯電話等に搭載されたICチップまたはサーバ等にその価値が電磁的方法により記録されたものをいいます。ただし、ポイント発行会社がその会員に対して提供するポイントを除きます。
電子マネー決済	電子マネーを用いた決済手段のうち当会社が指定する方法をいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から電子マネー決済により保険料を払い込む旨の意思表示があり、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条（電子マネー決済による保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、電子マネー決済により、保険契約者が保険料の全部または一部を払い込むことを承認します。

第4条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者から、保険料を電子マネー決済により払い込む旨の意思表示があった場合は、当会社は、保険契約者が電子マネー決済の会員規約等に従い決済手続を行った時に保険料の払込みがあったものとみなします。この場合において、電子マネー決済により払い込まれた保険料がこの保険契約の保険料の一部であるときは、保険料から電子マネー決済により払い込まれた保険料を控除した残額を払い込んだ時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
 - ① 当会社が支払サービス事業者等から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い電子マネー決済を使用し、支払サービス事業者等に対してこの特約が適用された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、支払サービス事業者等から保険料相当額の全額を領収したことを確認した後に保険料を返還することができます。ただし、保険契約者が会員規約等に従い電子マネー決済を使用し支払サービス事業者等に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、当会社は、支払サービス事業者等から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括して、または当会社の定める回数に分割して返還することができます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【NC】クレジットカードによる 保険料支払に関する特約（d 払い用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者からクレジットカードにより保険料を払い込む旨の申出があり、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が保険料の全部または一部を払い込むことを承認します。

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者から、保険料をクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合は、当会社は、カード会社へ該当のクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が適用された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、カード会社から保険料相当額の全額を領収したことを確認した後に保険料を返還することができます。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括して、または当会社の定める回数に分割して、返還することができます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【NE】携帯電話料金合算払による 保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	携帯電話会社との間で締結した会員規約またはサービス利用規約等をいいます。

携帯電話会社	携帯電話の通信サービスを提供している会社のうち当社が指定する会社をいいます。
携帯電話料金合算払	携帯電話端末を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済サービスをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、長期保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から携帯電話料金合算払により保険料を払い込む旨の申出があり、当社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条（携帯電話料金合算払による保険料払込みの承認）

当社は、この特約に従い、携帯電話料金合算払により、保険契約者が保険料の全部または一部を払い込むことを承認します。

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者から、保険料を携帯電話料金合算払により払い込む旨の申出があった場合は、当社は、携帯電話会社へ該当の携帯電話料金合算払の有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社が携帯電話料金合算払による保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 当社が携帯電話会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い携帯電話料金合算払を利用し、携帯電話会社に対してこの特約が適用された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当社が保険料を返還する場合には、当社は、携帯電話会社から保険料相当額の全額を領収したことを確認した後に保険料を返還することができます。ただし、保険契約者が会員規約等に従い携帯電話料金合算払を利用し携帯電話会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、当社は、携帯電話会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当社が保険料を返還する場合には、当社は、返還保険料の全額を一括して、または当社の定める回数に分割して返還することができます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【ND】保険料の払込みにおける ポイントの使用に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	ポイント発行会社との間で締結した会員規約またはサービス利用規約等をいいます。
ポイント	ポイント発行会社がある会員規約等に基づき会員登録した会員に対して提供するポイントのうち、当社が指定するものをいいます。
ポイント相当額	1ポイントを1円として換算した金額をいいます。
ポイント発行会社	当社が指定するポイント発行会社をいいます。

保険料	この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。
-----	---

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者からポイント相当額を保険料の払込みに使用する旨の意思表示があり、当社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条（保険料の払込みににおけるポイントの使用の承認）

当社は、この特約に従い、保険契約者がその保有するポイント^(注)について、ポイント相当額を保険料の全部または一部の払込みに使用することを承認します。

(注) ポイント

保険契約者がポイントの使用時に保有する有効なポイントとし、ポイント発行会社の会員規約等または所定のウェブサイト等で確認できる利用の下限および上限を限度とします。

第4条（保険料の払込み）

保険契約者から、ポイント相当額を保険料の払込みに使用する旨の意思表示があった場合は、当社は、保険契約者の保有するポイント残高がポイント発行会社により減算された時に保険料の払込みがあったものとみなします。この場合において、使用したポイント相当額がこの保険契約の保険料の一部であるときは、保険料からポイント相当額を控除した残額を払い込んだ時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（保険料返還時におけるポイントの取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当社が保険料を返還する場合には、当社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険料を返還するものとし、第3条（保険料の払込みにおけるポイントの使用の承認）の規定により使用されたポイントがあるときは、ポイント相当額を金銭で返還します。

第6条（ポイントの不正使用の取扱い）

- (1) 保険契約者が保険料の払込みに使用したポイントが、他人のIDの盗取等の不正行為により取得したものであった場合は、ポイントの使用は行われなかったものとし、保険契約者は、使用したポイント相当額の保険料を直ちに当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の場合は、第5条（保険料返還時におけるポイントの取扱い）の規定にかかわらず、当社は、保険契約者が不正に使用したポイントおよびポイント相当額の返還は行いません。

第7条（ポイント使用の停止）

ポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、第3条（保険料の払込みにおけるポイントの使用の承認）に規定する取扱いの継続が困難であると当社が認めたときは、当社は、同条の取扱いを停止するための措置を実施することができます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【NA】 保険契約の自動継続に関する特約 (保険料 d 払い用)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある場合、保険証券の記載事項として当社がインターネット上の画面に掲示する事項をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。

書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
当会社が 定めた日	当会社がインターネット画面または電磁的方法によりあらかじめ保険契約者に通知した日とします。

第2条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日の属する月の前月10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、この保険契約の満了する日を保険期間の初日とする保険契約（以下「継続契約」といいます。）により継続されるものとします。継続契約の内容は、別段の規定がないかぎり、この保険契約の満了する日の内容と同一とします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある契約については、インターネット画面に表示します。

第3条（継続契約の保険期間）

継続契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一の期間とします。

ただし、継続証等に自動継続終了年月日の記載がある場合は、継続契約の満了する日はその日を限度とします。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、継続証等に記載またはインターネット画面に表示された金額とします。
- (2) 継続契約の保険料の払込方法は、この保険契約と同一の払込方法または継続証等に記載もしくはインターネット画面に表示された払込方法とします。
- (3) 保険契約者は、継続契約の保険料を継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の前月のうち当会社が定めた日までに払い込むものとします。

第5条（保険料不払により保険金を支払わない場合）

- (1) 第4条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の継続契約の保険料について、払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月のうち当会社が定めた日までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が、第4条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月のうち当会社が定めた日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 保険契約者が、第4条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月のうち当会社が定めた日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第7条（継続契約に適用される制度、保険料率等）

- (1) 当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

①	普通保険約款および付帯される特約
②	保険契約引受に関する制度、保険料率等

- (2) (1)②の規定により適用された保険料率による保険料については、当会社は、保険契約者に対する書面等により通知するものとし、第2条（保険契約の継続）(1)に規定する期日までに保険契約者から別段の意思表示がない場合には、その保険料をもって継続契約の保険料とすることに同意したものとみなします。

第8条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約に付帯された他の特約が継続契約の保険期間において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は継続契約には適用しないものとします。
- (2) 継続契約の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が継続契約に自動的に適用され、または他の特約の適用条件によりその特約が継続契約に自動的に適用されない場合があります。

第9条（継続契約の評価額と保険金額－住宅安心保険およびすまいの保険に関する特則）

この保険契約が住宅安心保険普通保険約款またはすまいの保険普通保険約款が適用される保険契約である場合は、この条の各規定を適用します。

- (1) 保険の対象が建物の場合において継続契約の評価額^(注)は、この保険契約の評価額を、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等にしながら調整して算出した額とします。

(注) 評価額

住宅安心保険普通保険約款第10条（保険の対象の評価）またはすまいの保険普通保険約款第5条（保険金額）に規定する評価額をいいます。以下、本条において同様とします。

- (2) 当会社は、(1)の規定により算出した継続契約の評価額を、継続証等に記載するものとします。ただし、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある契約については、インターネット画面に表示します。
- (3) 継続契約の建物の保険金額は、適用される普通保険約款ごとに以下とします。
- ① 住宅安心保険普通保険約款を適用する継続契約の場合は、継続契約の建物の保険金額は、(2)の評価額に継続証等に記載またはインターネット画面に表示された約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。
- ② すまいの保険普通保険約款を適用する継続契約の場合は、継続契約の建物の保険金額は、継続証等に記載またはインターネット画面に表示された評価額により定めるものとします。
- (4) 継続契約の家財の保険金額は、この保険契約の満了する日の家財の保険金額と同一とします。ただし、第7条（継続契約に適用される制度、保険料率等）(1)②の規定が適用される場合を除きます。

第10条（継続契約の保険金額－地震保険に関する特則）

この保険契約に地震保険普通保険約款が付帯されている場合は、同普通保険約款による保険契約（以下「地震保険」といいます。）については、この条の各規定を適用します。

- (1) 継続契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。

この保険契約 の地震保険の 保険金額	×	<table border="1"><tr><td>継続契約の保険金額</td></tr></table>	継続契約の保険金額	=	<table border="1"><tr><td>継続契約の地震 保険の保険金額</td></tr></table>	継続契約の地震 保険の保険金額
継続契約の保険金額						
継続契約の地震 保険の保険金額						
		<table border="1"><tr><td>この保険契約の保険金額</td></tr></table>	この保険契約の保険金額			
この保険契約の保険金額						

- (2) (1)の規定により算出した額の継続契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条（定義）第2項第4号に規定する最小割合を下回る場合は、継続契約の地震保険の保険金額は、継続契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。
- (3) (1)および(2)の規定により算出した継続契約の地震保険の保険金額が、地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）の限度額（以下「限度額」といいます。）を超える場合には、限度額を継続契約の地震保険の保険金額とします。
- (4) 地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険の保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。

第11条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書および継続証等に記載された告知事項（インターネット上の申込画面の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものを含みます。以下同様とします。）に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、告知事項の変更内容を当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知については、この保険契約の付帯される普通保険約款の告知義務に関する規定を準用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【6Y】 初回保険料の払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。

初回保険料	次の保険料（暫定保険料を含みます。）をいいます。 ① 保険料を一時に払い込む場合は、保険料の全額 ② この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合は、第1回分割保険料 ③ 保険期間が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料
初回保険料払込期日	初回保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ① 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、初回保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ② 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいい、当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替または当会社の定める口座振替以外の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の条件を満たしている場合に適用されます。

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、次の条件をいずれも満たしていること。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に保険期間の開始時まで設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続が、保険期間の開始時までになされていること。
- (2) 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、この保険契約の締結が、保険期間の開始時までになされていること。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合、初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1)の場合において、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

第4条（初回保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに初回保険料を払い込んだ場合は、初回保険料領収前の事故（その原因を含みます。）に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前の事故（その原因を含みます。）に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まねばなりません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回保険料が払い込まれたものとみなして、その事故（その原因を含みます。）に対して保険金を支払います。
- (4) (3)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かって

のみその効力を生じます。

第6条(初回保険料不払の場合の保険契約者による保険契約の解除の取扱い)

- (1) 保険契約者がこの保険契約を解除する場合^(注)において、保険契約者が払い込むべき初回保険料が未払込であり、当会社が初回保険料を請求したときは、保険契約者は、初回保険料を払い込まなければなりません。

(注) 保険契約者がこの保険契約を解除する場合

この特約が付帯された保険契約の普通保険約款に定められた、保険契約者による保険契約の解除の規定に基づき、保険契約者がこの保険契約を解除することをいいます。

- (2) (1)の場合において、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者による保険契約の解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第7条(所得補償保険普通保険約款に付帯される場合の読替規定)

この特約が所得補償保険普通保険約款に付帯される場合は、第4条(初回保険料領収前の事故)に規定する「事故(その原因を含みます。)」を「就業不能、傷害または損害(その原因を含みます。)」と読み替えます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこれに付帯された特別約款および特約の規定を準用します。

【2M】 クレジットカードによる 保険料支払に関する特約(登録方式)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約、初回保険料の払込みに関する特約、初回保険料の払込みに関する特約(前月手続用)、長期保険保険料年払特約、追加保険料の払込みに関する特約、訂正保険料の払込みに関する特約または保険契約を自動的に継続する特約(以下「保険料払込特約」といいます。)の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により、保険契約者が保険料^(注)を支払うことを承認します。

(注) 保険料

この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、初回保険料の払込みに関する特約に定める「初回保険料」、長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

第3条(クレジットカードによる保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後滞滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。

- (2) 当会社は、この特約により保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)へ該当のクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) (2)の場合において、クレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。

- (4) (2)の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、適用しません。ただし、保険契約者がカード会社との間で締結した会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

当会社は、前条(4)の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、

カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

第5条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【94】 保険契約の自動継続に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある場合、保険証券の記載事項として当会社がインターネット上の画面に掲示する事項をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。

第2条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日の属する月の前月10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、この保険契約の満了する日を保険期間の初日とする保険契約（以下「継続契約」といいます。）により継続されるものとします。継続契約の内容は、別段の規定がないかぎり、この保険契約の満了する日の内容と同一とします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある契約については、インターネット画面に表示します。

第3条（継続契約の保険期間）

継続契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一の期間とします。ただし、継続証等に自動継続終了年月日の記載がある場合は、継続契約の満了する日はその日を限度とします。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、継続証等に記載またはインターネット画面に表示された金額とします。
- (2) 継続契約の保険料の払込方法は、この保険契約と同一の払込方法または継続証等に記載もしくはインターネット画面に表示された払込方法とします。

第5条（継続契約に適用される制度、保険料率等）

- (1) 当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

① 普通保険約款および付帯される特約
② 保険契約引受に関する制度、保険料率等

- (2) (1)②の規定により適用された保険料率による保険料については、当会社は、保険契約者に対する書面等により通知するものとし、第2条（保険契約の継続）(1)に規定する期日までに保険契約者から別段の意思表示がない場合には、その保険料をもって継続契約の保険料とすることに同意したものとみなします。

第6条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約に付帯された他の特約が継続契約の保険期間において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は継続契約には適用しないものとします。
- (2) 継続契約の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が継続契約に自動的に適用され、または他の特約の適用条件によりその特約が継続契約に自動的に適用されない場合があります。

第7条（継続契約の評価額と保険金額－住宅安心保険およびすまいの保険に関する特則）

この保険契約が住宅安心保険普通保険約款またはすまいの保険普通保険約款が適用される保険契約である場合は、この条の各規定を適用します。

- (1) 保険の対象が建物の場合において継続契約の評価額^(注)は、この保険契約の評価額を、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等にしながら調整して算出した額とします。

(注) 評価額

住宅安心保険普通保険約款第10条（保険の対象の評価）またはすまいの保険普通保険約款第5条（保険金額）に規定する評価額をいいます。以下、本条において同様とします。

- (2) 当会社は、(1)の規定により算出した継続契約の評価額を、継続証等に記載するものとします。ただし、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある契約については、インターネット画面に表示します。
- (3) 継続契約の建物の保険金額は、適用される普通保険約款ごとに以下とします。
- ① 住宅安心保険普通保険約款を適用する継続契約の場合は、継続契約の建物の保険金額は、(2)の評価額に継続証等に記載またはインターネット画面に表示された約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。
- ② すまいの保険普通保険約款を適用する継続契約の場合は、継続契約の建物の保険金額は、継続証等に記載またはインターネット画面に表示された評価額により定めるものとします。
- (4) 継続契約の家財の保険金額は、この保険契約の満了する日の家財の保険金額と同一とします。ただし、第5条（継続契約に適用される制度、保険料率等）(1)②の規定が適用される場合を除きます。

第8条（継続契約の保険金額－地震保険に関する特則）

この保険契約に地震保険普通保険約款が付帯されている場合は、同普通保険約款による保険契約（以下「地震保険」といいます。）については、この条の各規定を適用します。

- (1) 継続契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。

この保険契約の地震保険の保険金額	×	$\frac{\text{継続契約の保険金額}}{\text{この保険契約の保険金額}}$	=	継続契約の地震保険の保険金額
------------------	---	---	---	----------------

- (2) (1)の規定により算出した額の継続契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条（定義）第2項第4号に規定する最小割合を下回る場合は、継続契約の地震保険の保険金額は、継続契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。
- (3) (1)および(2)の規定により算出した継続契約の地震保険の保険金額が、地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）の限度額（以下「限度額」といいます。）を超える場合には、限度額を継続契約の地震保険の保険金額とします。
- (4) 地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険の保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。

第9条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書および継続証等に記載された告知事項（インターネット上の申込画面の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものを含みます。以下同様とします。）に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、告知事項の変更内容を当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知については、この保険契約の付帯される普通保険約款の告知義務に関する規定を準用します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

賠償事故の解決に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
インターネット画面	貸家財総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5章基本条項第24条（保険証券の発行の省略）の規定により、この保険契約の契約内容として保険証券に代えて設けた電磁的記録を表示した画面をいいます。

第2条（当会社による援助）

- (1) 被保険者が普通約款第3章賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合—借家人賠償責任）または第3条（保険金を支払う場合—個人賠償責任）の規定により保険金の支払われる事故（以下「事故^(注)」といいます。）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 事故

日本国内において生じた事故に限るものとし、かつ、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下同様とします。

- (2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第3条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が、借家人賠償責任または個人賠償責任の支払限度額としてインターネット画面に表示された額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が普通約款およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

= 損害賠償額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2)の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が普通約款およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書^(注)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
- ② 交通事故に関する損害賠償額の請求に関しては、公の機関が発行する交通事故証明書^(注)
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 財物の滅失、破損または汚損に関する損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
- ⑧ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注1)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族^(注2)
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注1)または②以外の3親等内の親族^(注2)

(注1) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

(注2) 親族

法律上の親族に限ります。

(3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④まで、または第4条(7)①または②のいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)から起算して30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日

② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 公の機関による捜査・調査結果の照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、借家人賠償責任または個人賠償責任の支払限度額としてインターネット画面に表示された額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) インターネット画面に表示された額
同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、普通約款の保険金の支払額の規定、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 普通約款第5章基本条項第18条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

利用規定

すまいのサポート 24 利用規定

第1条（用語の定義）

本規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
応急処置	サービス実施業者により行われる、特殊作業を必要としない現地での30分程度の簡易的な処置をいいます。
サービス	当会社が付帯サービスとして提供する「すまいのサポート24」をいいます。
サービス運営者	当会社がサービスの運営および提供を委託しているタイムズコミュニケーション株式会社をいいます。
サービス実施業者	サービス運営者からの手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
当会社	日新火災海上保険株式会社をいいます。
保険契約	住宅安心保険、すまいの保険（マンション管理組合特約付すまいの保険を除く）、賃貸家財総合保険をいいます。ただし、すまいの保険は、2015年10月1日保険始期以降契約が対象となります。
保険年度	初年度については、保険証券記載の保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第2条（目的等）

- (1) 本規定は、当会社が提供するサービスに関して定めます。サービス利用者がサービスの提供を受けるにあたっては、本規定に同意するものとします。
- (2) サービスは、専用フリーダイヤルを通じてお申込みいただき、サービス運営者およびサービス実施業者により提供します。

第3条（サービスの対象建物）

- (1) サービスの対象建物は、保険契約の保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち被保険者が居住する戸室内とします。
- (2) マンション等の共同住宅における共用部分および併用住宅等における店舗として使用される部分は、サービスの対象外です。

第4条（サービス利用者）

- (1) サービス利用者は、被保険者ご本人または同居のご家族、法人契約の場合は被保険者（入居者）または被保険者の同居のご家族とします。ただし、賃貸物件オーナーが保険契約者となり建物に保険を付けている場合で、その物件の管理業務委託を受ける管理業者からの連絡については、受け付ける場合があります。
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
 - ① 反社会的勢力^(注)に該当すると認められる場合
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (3) サービスの提供後、利用者が利用対象者ではないことが判明した場合は、サービスの提供に要した費用は、すべてサービス利用者の負担とします。

第5条（サービスの対象期間）

サービスの対象期間は、保険契約の保険期間（ご契約期間）です。なお、解約（解除）等によって保険契約が効力を失った場合は、解約（解除）日までがサービスの対象期間となります。

第6条（サービスの対象地域）

サービスの対象地域は、日本国内全域とします。ただし、離島等一部地域は対象外となる場合があります。

第7条（サービスの利用条件）

本規定に基づくサービスの利用条件は、次に定めるとおりとします。

- ① サービスは、第8条（サービスの内容および範囲）(1)に定めるトラブルが発生した場合に利用できます。
- ② サービスは、第8条(1)に定めるトラブルが発生した場合に、サービス利用者が専用フリーダイヤルへ連絡し、サービス運営者が手配するサービス実施業者がサービスを実施することが条件となります。専用フリーダイヤルへの連絡がなく、サービス利用者自身が業者を手配した場合は、サービスの対象となりません。
- ③ サービス利用者がサービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。
 - ア. 保険契約が有効であり、保険契約者が保険契約に基づく保険料の払込みを怠っていないことを当会社およびサービス運営者が判断できること。
 - イ. サービスの提供にあたり、サービス運営者またはサービス実施業者から本人確認のため身分証明書等の提示を求められたときに、これを提示すること。
 - ウ. トラブル現場における作業で、サービスの対象等に損傷等を生じさせる可能性が予測される際に、損傷等が生じて当会社、サービス運営者およびサービス実施業者を免責とすることに同意いただけること。
 - エ. サービス運営者またはサービス実施業者に対してサービスの提供に必要な不可欠な協力（作業時の立会いなど）を行うこと。
 - オ. 法律を遵守し、他人に迷惑を及ぼすような行為はしないこと。
- ④ 地域・時間帯・交通事情・気象状況などにより、サービスの着手に時間がかかる場合やサービスの提供ができない場合があります。
- ⑤ 原因箇所によっては応急処置ができない場合があります。この場合、お見積りのみとなる場合があります。また、手配や作業不可により発生した宿泊費等の代替費用はお支払いできません。
- ⑥ 作業内容によっては、賃貸物件のオーナーの承諾が必要な場合があります。
- ⑦ ご利用されたサービスが保険金の支払対象となる場合は、保険金としてお取扱いします。
- ⑧ サービス利用者の都合によりキャンセルとなった場合のキャンセル料は、サービス利用者にご負担いただく場合があります。
- ⑨ サービスの内容について、定めのない事項や解釈が分かれる場合は、当会社の定めるところによりします。

第8条（サービスの内容および範囲）

(1) 本規定に基づく無料サービスの内容および範囲は、以下のとおりとします。

- ① 水まわりのトラブルに伴う応急処置
サービスの対象建物内の給排水設備の詰まり、トイレの詰まりおよび水漏れ等のトラブルが発生した場合に、応急処置を行います。
なお、部品代や洗面台、便器等の脱着、高圧洗浄等の特殊作業、上階からの水濡れ・雨漏りは無料サービスの対象外となります。
- ② 玄関鍵のトラブルに伴う応急処置
サービスの対象建物内に入るための玄関鍵の紛失または閉じ込み等のトラブルが発生した場合に、緊急解錠等の応急処置を行います。緊急解錠の場合には、現場にて身分証明書等の提示によるサービス利用者の本人確認ができることを条件にサービスを提供します。
なお、部品代や鍵の複製作業等の特殊作業は、無料サービス対象外となります。鍵の形状等によっては、解錠できない場合があります（鍵を壊す作業は行いません）。
- ③ エアコンのトラブルに伴う応急処置
サービスの対象建物内のエアコンの不具合等のトラブルが発生した場合に、状況確認および応急処置を行います。
なお、原因箇所が共用部分および自治体管理部分に及ぶ場合はサービスの提供ができません。部品代、リモコン等の故障や電池切れ等は、無料サービスの対象外となります。冷媒ガス漏れ等、応急処置が不可能な場合や、メーカー保証期間中の製品については、メーカー等への依頼をお願いする場合があります。
- ④ 給湯器のトラブルに伴う応急処置
サービスの対象建物内の給湯器の不具合等のトラブルが発生した場合に、

状況確認および応急処置を行います。

なお、原因箇所が共用部分および自治体管理部分に及ぶ場合はサービスの提供ができません。部品代等は、無料サービスの対象外となります。応急処置が不可能な場合や、メーカー保証期間中の製品については、メーカー等への依頼をお願いする場合があります。

⑤ ハチのトラブルに伴うハチの巣の調査（場所特定）、駆除

サービスの対象建物のある敷地内においてハチのトラブルが発生した場合に、状況確認、ハチの巣調査（場所特定）および駆除を行います。

なお、原因箇所が共用部分および自治体管理部分に及ぶ場合はサービスの提供ができません。原因箇所がわからない、取り出せない、高所での作業が必要となる場合については、無料サービス対象外となります。複数駆除、危険を伴う環境などにおける作業やハチの巣の形状（大きさ）によっては、無料サービス対象外となる場合があります。

(2) 保険契約およびその保険始期日に応じて、提供するサービスは以下のとおりです。

	保険始期日	提供するサービス（第8条(1)）				
		①	②	③	④	⑤
住宅安心 保険	2021年1月1日以降	○	○	○	○	○
	2019年10月1日～ 2020年12月31日	○	○	○	○	×
	2019年9月30日以前	○	○	×	×	×
すまいの 保険 （マンション管理 組合特約付 すまいの 保険を除く）	2021年1月1日以降	○	○	○	○	○
	2019年10月1日～ 2020年12月31日	○	○	○	○	×
	2015年10月1日～ 2019年9月30日	○	○	×	×	×
賃貸家財 総合保険	2021年1月1日以降	○	○	○	○	○
	2019年10月1日～ 2020年12月31日	○	○	○	○	×
	2019年9月30日以前	○	○	×	×	×

(3) サービス対象期間内において、無料サービスを受けることができる回数は以下のとおりです。

保険商品	無料サービスの回数
住宅安心保険 すまいの保険 （マンション管理組合特約付 すまいの保険を除く）	サービスの対象期間（保険期間が1年を超える契約の場合は保険年度ごと）において、同一箇所・原因について1回
賃貸家財総合保険	サービスの対象期間において、箇所・原因にかかわらず1回

(4) 作業に伴う部品代や特殊作業に要する費用は無料サービスの対象外となります。また、出動の結果、応急処置の対象外であることが判明した場合であっても、無料サービスの1回分となります。

(5) サービス利用者からの要請に基づき、部品交換および特殊作業が必要となるサービスについては、サービス実施業者は対応可能な範囲で有料サービスを実施することとし、別途見積りを提示のうえ、サービス利用者とサービス実施業者間で別途取り決める有料契約となります。ただし、当日18時00分から翌日9時00分までの有料サービスの実施範囲は、不具合箇所の特定、応急補修に限ります。なお、有料サービスの料金は、サービス利用者が現場で実費精算することとします。

(6) 入居準備による事前の救援依頼は無料サービスの対象外となります。

第9条（サービスが提供できない場合）

(1) 応急処置が必要となったトラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、当会社はサービスを提供しません。

① サービス利用者またはご契約者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。なお、暴動は群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。なお、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。
 - ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置の場合を除きます。
 - ⑥ サービスの対象機器のメーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様、取扱方法等と異なる方法で使用したことによるトラブル
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社はサービスを提供しません。
- ① 第7条（サービスの利用条件）に定めるサービスの利用申込が適切に行われない場合
 - ② サービスの提供要請を受けた時点で、サービス利用者であることが確認できない場合
 - ③ 台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火等の天災地変もしくは戦争・暴動・公権力の行使その他の事由によってサービスの提供に困難または危険が伴うことが予想される場合
 - ④ サービスの提供が第三者の所有物の破損、権利・利益を侵害する可能性がある場合に、当該第三者の承諾が得られない場合
 - ⑤ サービスの実施が防犯上の理由により相応しくないとサービス運営者が判断した場合
 - ⑥ 原因箇所が応急処置の対象とならない場合
 - ⑦ サービス実施業者が作業困難と判断した場合
 - ⑧ サービス利用者が本規定に違反した場合、またはその他当会社もしくはサービス運営者がサービス利用者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合
 - ⑨ 給排水管の凍結による解凍作業
 - ⑩ 玄関鍵の破壊解錠・シリンダーの交換・新規の玄関鍵の取り付け・玄関鍵製作等、玄関鍵開け以外の案件
 - ⑪ 共有部分・公的部分の水まわりのトラブル
 - ⑫ 新規契約等で、そのトラブル発生時期が保険始期以前と判断される場合
 - ⑬ 公序良俗に反するトラブル内容と判断される場合

第10条（サービス利用者の個人情報の提供および利用への同意）

サービス利用者は、当会社がサービスを提供するため、サービス利用者に関する情報（住所、氏名、電話番号、生年月日、保険証券番号、保険契約締結日、保険期間等）をサービス運営者に対して提供すること、サービスの記録や利用状況等を当会社とサービス運営者との間で相互に提供し利用することおよびサービス運営者がサービスの提供に必要な範囲でサービス実施業者にサービス利用者の個人情報を提供することに同意するものとします。

第11条（サービスの提供に伴う損害）

サービスの提供に起因して事故、損害等が発生した場合、当会社、サービス運営者およびサービス実施業者に故意または重大な過失がないかぎり、当会社、サービス運営者およびサービス実施業者はその損害等の賠償責任を負わないものとします。

第12条（サービス提供の変更、中止、終了）

当会社は、サービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

第13条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) この規定に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) この規定に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

各種ご連絡・お問合せ先

1. 事故のご連絡

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233**

[受付時間：24 時間・365 日]

2. すまいのサポート24のご案内

すまいのサポート24

日新火災の住宅トラブル応急サービス

フリーダイヤル **0120-097-365**

[受付時間：24 時間・365 日]

3. ご契約内容に関するご質問やご相談等

ドコモの賃貸火災保険ヘルプデスク

ご契約内容に関するお問い合わせは

フリーダイヤル **0120-265-002**

[受付時間：平日9:00～18:00・土日祝9:00～17:00 (年末年始除く)]

4. そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808**

[受付時間：9:15～17:00 (土日祝および12/30～1/4 除く)]

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で“損害保険”のことならなんでもお気軽にご相談ください。
万一、事故にあわれた場合は、直ちに弊社までご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

弊社の連絡先はこちらから ▶

スマートフォン等をお持ちでない場合は

日新火災テレフォンサービスセンター：フリーダイヤル 0120-156-932

[受付時間 9:00～18:00(平日)、9:00～17:00(土日祝)]

日新火災ホームページ <https://www.nisshinfire.co.jp/>

